

静岡県立大学大学院研究科長等の任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 47 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学大学院学則第 7 条第 1 項に規定する研究科長、学府長及び研究院長（以下「研究科長等」という。）の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 研究科長等の任期は、2 年とする。

2 研究科長等は、再任されることができる。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

3 任期の途中で研究科長等の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 3 条 研究科長等候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 研究科長等の任期が満了するとき。

(2) 研究科長等の辞任を学長が理事長に申し出たとき。

(3) 研究科長等が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 研究科長等候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。

(2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(選考の基準)

第 5 条 研究科長等候補者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、研究科長等としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(研究科長等候補者の選考)

第 6 条 学長は、前条に規定する研究科長等の選考基準に従って、当該研究科又は当該研究院の専任教授の中から研究科長又は研究院長候補者を選考し、理事長に申し出る。

2 学長は、研究科長又は研究院長候補者の選考に当たり、当該研究科委員会又は当該研究院委員会から意見を聴くものとする。

3 学長は、研究院長の中から学府長候補者を選考し、理事長に申し出る。

4 学長は、学府長候補者の選考に当たり、学府委員会から意見を聴くものとする。

(任命の手続)

第 7 条 理事長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による申出を受けた研究科長等候補者を、当該研究科、学府又は当該研究院の研究科長等として任命する。

(委任)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際廃止された静岡県立大学大学院薬学研究科長選考規程、静岡県立大学大学院生活健康科学研究科長選考規程、静岡県立大学大学院国際関係学研究科長選考規程、静岡

県立大学大学院経営情報学研究科長選考規程及び静岡県立大学大学院看護学研究科長選考規程に基づいて選考された研究科長候補者は、この規則による選考手続により選考された研究科長候補者とみなす。

- 3 第2条第2項ただし書の規定の適用に当たっては、この規則の制定前に研究科長であった者で引き続きこの規則により研究科長に任命された者のそれぞれの任期は通算しない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日に薬学研究科長又は生活健康科学研究科長であった者(改正前の静岡県立大学大学院研究科長の任期及び選考に関する規則(以下「旧規則」という。)第7条の規定により当該研究科長に任命された者をいう。)は、施行日に改正後の静岡県立大学大学院研究科長等の任期及び選考に関する規則(以下「新規則」という。)第7条の規定により、それぞれ薬学研究院長又は食品栄養環境科学研究院長に任命されたものとみなす。この場合において、当該研究院長に任命されたものとみなされる者に係る新規則第2条第1項及び第2項ただし書の規定による任期は、旧規則の薬学研究科長又は生活健康科学研究科長として在任した期間を通算する。
- 3 新規則の施行後に最初に選考される学府長候補者は、新規則第6条第3項及び第4項の規定にかかわらず、前項の規定により薬学研究院長又は食品栄養環境科学研究院長に任命されたものとみなされる者の中から学長が選考し、理事長に申し出るものとする。